

## 福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成20年12月8日(月) 午後1時35分～午後3時10分

2 場 所 福島県自治会館 6階 第601会議室

3 出席者

- (1) 環境影響評価審査会 7名
- (2) 福島県(事務局等) 7名
- (3) 傍聴者 13名

4 議事

(議長) 37項目という、多い内容になっておりますけれども、これから審議に入りたいと思います。恐縮ですが、項目がたくさんありますので、項目ごとに審議をさせていただきたいと思います。

まず最初にですが、「総括的事項」について、加筆・修正等ございましたらご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

総括的事項1の(1)から(6)までございます。委員の皆様と事務局とでやりとりをしながら、基本的な主な意見を知事意見(案)としてまとめていけたらと思っているのですが、何かございますでしょうか。

(議長) 最初、事務局の方で、例えば包括的な意見も含めてですが、特にこれまでアセスが実施されてない問題、例えば海洋の問題とか、いろいろありますけれども、そういうものの取り扱いについて、一応ここでは審査会として、知事意見(案)としてまとめるというだけで、アセスが実施されて審査会で再審議し、何か判断をするということではないんですよね。

(事務局) 今ご指摘のありましたアセスを実施していない項目等については、「実施すること」というような意見案をとらせていただいておりますが、その結果を審査会の方でこれから検証いただくという作業は、基本的にはございません。

(議長) 議論する前に、今後の知事意見の取り扱いを周知した上で議論をした方がいいかと思っておりますので、ご紹介いただけますでしょうか。

(事務局) 本日、審査会でご議論いただく意見については、ご了解をいただければ県知事宛ての審査会意見となるわけですが、その後、県ではこのご意見等を踏まえた知事意見を作成しまして、経済産業大臣に意見を述べます。これは12月26日が期限となります。

その後の取り扱いは、環境影響評価法や電気事業法で、経済産業大臣、事業者の取り扱いに係る規定がなされております。経済産業大臣につきましては、今後、準備書を審査しまして、事業者に勧告をすることができるという規定があるのですが、その際に、この県知事意見を勘案するという規定がなされております。一方、事業者の方には、この知事意見が出されまして、やはりその知事意見を勘案して、準備書の内容に、この知事意見を勘案して検討を加えるという規定。さらには、経済産業大臣からの勧告等の手続を経て評価書をつくる段階があるのですが、その評価書をつくる際に、知事意見及び知事意見に対する事業者の見解を記載するというような規定がなされています。

(議長) そうすると、我々がここで審議している意見と知事意見との対応関係というのは、必ずしも一対一ではないんですね。要するに、きちんと全部盛り込まれるのかという問題なんですけれども。

(事務局) 知事意見は、審査会、いわき市長、住民の意見等を勘案するという仕組みになっておりますが、審査会のご意見というのは専門的な知見からのご意見でもありますので、非常に重いものであると思っております。

(議長) という流れになるということですので、かなり網羅的に、慎重審議をさせていただきましたので、網羅的に意見は抜けなく出されているのかなという気がしておりますけれども、いかがでしょうか。加筆・修正等ございますでしょうか、総括事項に関してですが。

それでは、時間の関係もありますので。実は定足数がぎりぎりでございます。それで、後の方に予定が入っている委員もいらっしゃいますので、もしありましたらまた先に遡ってやっていただいても結構ですので、次の「温室効果ガス」のところの2番目を含めてご意見いただきたいと思います。この部分のところの加筆・修正、ございますでしょうか。どうぞ。

(委員) 自主行動計画を、これは拠り所にしていますよね。1番のところなんです

が、これはPPSの自主行動計画を拠り所として、そういう説明があったんですけれども。最近、自主行動計画で、特にPPSの自主行動計画というのは非常に不十分だと。1週間くらい前ですかね、国の見直しでもこういう指摘が出ているんですね。もちろん、火力発電所側の方は皆さんご存じなんです。そういう不適當な自主行動計画を頼りに、それでいいんだというご説明があってこういう表現になっているんだと思うんですけれども、自主行動計画というのは、ご承知のとおり、非悪化の原則です、目標を達成していれば、それよりも、より対策をしなくちゃいけないんですね。でも、この今の自主行動計画というのは非悪化ではなく悪化の方に、低い値なのに高い原単位にしているなんていう、極めて不合理なものがある訳だし、それから、十数社あるんでしょうか。私が伺ったところによると、談合になるから相談できていないんだと。これでは自主行動計画じゃない。要するに、業界が一体になって、例えばこの火力発電所は少し出ても、他でカバーしてあげますよとかですね、そういうものが自主行動計画だと思うんですね。相手の、仲間がみんな知らないで「これだけ多いんですよ」って、「あとは知りません」っていう、そういう感じを受けてならないんですね。その辺の部分が、これだけだとちょっと読み取れない。私はそういうことを申し上げたと思うのですが。この全体の中でその辺の、自主行動計画の位置づけがあいまいなものだし、それから国で約束した自主行動計画と違うんですよ。本来の目標達成計画の中では非悪化の原則だったのに、ここは悪化なんです。そこが問題だというのが1点目です。

2点目は、結局この電力によって、一言で言えば国民一人一人がご迷惑を受けるというか。なぜかといったら、ご承知のとおり、最近出た、あれ以降だと思えますけれども、京都議定書の達成計画からして、昨年より2.3%増えているし、全体で8.7%増えていると。こういう状況の中で、結局は買い取りをしなければいけないはめに多分なりますね。そういう中で、こういう多量の0.814ですか、その原単位の電力がいずれにしても国民にいく訳ではないけれども、最終的にはそのツケ回しというのは国民にいくんですね。その国民にいく部分を社会的責任として、それは初めに私は申し上げたと思うんですが、その辺の部分が、確かに事業者がおっしゃるように、低炭素に向けた行動計画というのは目標がまだできていません。目標ができていないときに、排出量を上げていいって誰もいっていない、ほんのわずかだって上げちゃいけない訳ですよ。それは、目標がなくなつてそういうことを、7月に閣議決定しているんですよ。そういう中で、今のようなことは、最終的には排出権の買い取りになるんですよ。そのときには、この部分が要するに国民

に負担をかけるという状況なんですね。そういうことの社会的責任がきちっと位置づけられていないと、これは一番になるのかもしれませんが。問題はCO<sub>2</sub>なんですね。今の2点について、その自主行動計画、それから低炭素社会で最終的には京都議定書は買い取りになるだろう。誰も買い取りなんて決めた訳じゃないんだけど、それしか方法がありませんのでね。その辺のところ、ちょっと表現が、言われるままの表現なので、今のよう具体的な問題もちょっと書き込んでいただかないと意味が分からないのではないかと、こういうふうに思います。

(議長) ありがとうございます。自主行動計画の不十分さという問題と排出権取引に関わった国民負担という、そういう大変、大切なご指摘がありましたけれども、一応その意向は全面的には一応出しているんですが、いかがでしょう。もうちょっと、ちゃんと分かり易くという話なんです、事務局の方で検討できますでしょうか。

(委員) 具体的に数値なんか挙げちゃっていいんじゃないでしょうか。排出原単位が0.52と書いてあったような気がします。

(事務局) ご指摘の点は書いていないですが、それらの意味を含めた表現と考えています。

(委員) 具体的にはそういうことでしょうか。0.4で、非悪化の原則なんて、悪化させているんですね。

(議長) これは、2(1)の特定規模電気業者の自主行動計画に関する問題に追加することはできると思いますが、2の温室効果ガスのところでは。

やっぱり、先生の話は大変重要な意見ですので、この部分を加味できませんでしょうか。事務局、どうぞ。

(事務局) 先生からお話しいただいた内容は具体的で、非常に分かり易いのですが、なかなか書きにくい事情がございます。

自主行動計画そのものは、今現在見直しをされている最中ということですが、現状の自主行動計画は、京都議定書目標達成計画に基づいたものであり、目標設定が十分でないという現実はあるにしても、その見直しについて、我々県の立場でなかなか踏み込みにくいということがあります。そのため、我

々としましては、ちょっと奥歯にものが挟まったような記載になっており、の発電で電気のほとんどを購入する特定規模電気事業者がどういう責任を負っているのかという意見にとどめさせていただければと思っています。ただ、もうちょっと書き込めるかどうかは、検討をさせていただきたいと思います。

(委員) もうちょっと書き込まないとね。どのような責任で、何と言うかを。

(事務局) 分かりました。

(議長) 私も、2(5)の意見も、そういう意味では、できるだけ量的に説明していただきたいということで、事務局意見書を送りました。それは考慮するというところでよろしいでしょうか。

(事務局) 分かりました。

(議長) 大変貴重な意見ですので。

(事務局) はい、分かりました。具体的な部分が分かるように。

(委員) 先生、先ほど閣議決定されたことというようにお話。

(委員) 7月に低炭素社会づくり計画が閣議決定された。要するに60から80%減の低炭素社会に、2050年にしましろうと。それで、石炭使っちゃいけないとは書いていないんですよ。それはもちろん書いていません。石炭を使うようなときでも、より省エネ的な、そういう形でやりましようということで、石炭を禁止している訳ではありませんよ。

(委員) 本当はそういう表現を書くべきだと思うんですね。

(委員) 何を。

(委員) 非悪化と悪化の話がありましたが、そもそも悪化はだめだというような表現でもいいし、今のは先生のおっしゃった表現が一番分かり易い表現だと思います。

(議長) 悪化しない方向でとかという形で、方向性を書くとか。

(委員) 原単位が悪化しないようにとね。そうそう。現状より悪化させるんですよ。

(議長) ありがとうございます。その件いかがでしょう。一番重要なことかと思うんですが。既に先週も排出権取引で何千億円かのお金が出るという話が放送であったばかりですので、身近なところかと思えます。

よろしいでしょうか。では、次に進めさせていただきます。もしありましたら、また後で追加してください。

「大気環境」ということで、3番についてはいかがでしょうか。委員の皆様から出された意見については、大体盛り込まれているというふうに理解をしていますが、もし加筆・修正がありましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

(事務局) 大変恐縮なんですけど、言葉が一つ漏れたところがございます。3(4)でございます。ここは環境監視計画に追加することという意見なのですが、何を追加するか言葉が漏れていました。「ばいじんについて」というのが漏れておりましたので追加をさせていただければと思います。

(議長) 後ろの方に「ばいじん」がありますので「ばいじんの環境監視計画に追加すること」ということで、「ばいじん」を入れるということですね。

その他ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて4番「水環境」についてはいかがでしょうか。

アセスの予測評価が不十分だという、そういう状況が幾つかこの中には示されているんですけども、本来は評価した結果を受けて、我々が適切かどうかというところを審議したかったのですが、なかなかそういうふうになっていないということですね。

ご意見ございませんようですので、続いて5番目の「騒音・震動」についてはいかがでしょうか。先生いらっしゃっていませんので。

続いて、6番の「地盤について」もご意見がございましたら。先生、大丈夫でしょうか。加筆・修正、よろしいでしょうか。

それでは、「自然環境について」も含めていただいて、加筆・修正等がございましたらお願いと思いますが、いかがでしょう。先生、これは大丈夫ですか。

(委員) はい。

(議長) 大体、皆さんからいただいた意見については、事務局の方でもれなく入れていただいたと思います。

では、8番の「景観」、9番の「廃棄物等について」、そこまでいかがでしょうか。先生、これは大丈夫ですか。加筆等、ご意見ございましたらお願いします。

工事中の飛散防止の問題と、それから石炭灰の処理の問題というところ。それから木くずの場合という形で、再資源化の実施計画を明らかにすることとありますけれども、その部分について前回入れていただいたということがあります。どうぞ。

(委員) 質問なんですが、10番の(1)「新たに整備する緑地について」というところ。それが「代替措置の効果にかなりの不確実性が予想される」という表現というんでしょうか。その文章の意味がよく分からなかったのですが、これはどういうことなのでしょう。

(議長) 事務局、お願いいたします。

(事務局) これの背景としましては、先生からいただいたご意見があります。非常に多目的な代替緑地の設置を計画しているというものです。鳥類のえさ場を確保しつつ、植物、貴重種であるイノモトソウあるいはイガガヤツリの生息地を確保しつつ、かつ、昆虫類、チョウトンボ等の生息も確保しつつという条件をすべて満たす緑地を設置して、そのとおりになることが非常に困難だというご意見をいただいておりますので、実はその言葉がこの前段に入りまして、そういった意味での不確実性ということを述べさせていただきました。

(委員) 分かりました。それだけに事後調査をしっかりとって欲しい、こういうことなんですね。

(事務局) はい。

(議長) その辺も追加した方がいいですかね。要するに、その生態系のそういった不確実性というのが、ちょっと分かりにくいと思いますし、意見をまとめるときに、あるいは行政に伝えるときにも、結局そういう、生態系を維持する

ための、全体を維持する不確実性、困難性があるということで、ちょっと入れていただければいいと思いますね。よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

「その他」というところまで含めまして、全体いかがでしょうか。もう一度見ていただいて、不十分な点があれば盛り込ませていただくなり、あるいは追加をしていただければと思います。

ございませんでしょうか。

まだ予定時間はありますので。別に急ぐつもりはございませんけれども。どうぞ。

(委員) 全体を通してなんですけれど、この意見に関して、事業者側はこういうことを答えていけば、何か全部答えられそうな。今まである情報をもとにして、少し作文していくと全部答えられてしまいそうな内容で、調査視点とかそういう問題に関してはちょっとまたあるかも知れないですけども、それでいいのかなという、要するに、説明の仕方を変えて答えてくればいいような感じのものが並んでいるような気がするんですけども、そういうものなんでしょうか。ちょっと、僕は余りこういう内容に関してそれほど詳しくないので、そこら辺がちょっと気になるのと、あと、もうちょっと、特に前段の方なんですけれども、これもずっと審議を見てきた訳じゃなくて途中からということもあるんですけども、業者が答える内容なのかなという感じがずっと、大枠の1番、2番のあたりというのは、こちら側がどういう考えを持っているかというのを余り出さないですよ。どういうふうに、例えば火力発電であっても、石炭を使った方向性というのを、県としてどのくらい考えているのかなということもあると思うんですけども。今後、今、かなり石炭火力が増えていますよね。3割ぐらいでしたか。相当増えている中で、今後どうやっていくのかという見通しですね。エネルギーをどうやって得ていくか。石油もなくなってきますし、原子力もなかなか厳しいなど、いろいろとありますよね。そういう中で、何かこちらの方針としてどういうのがあるかなというのを全く出さずに、業者に「これこれはこうです」、「この辺はこういうふうに考えているんですか」というのを質問していく形というのはどうなんでしょうか。そこら辺のところを説明していただいていいですか。

(議長) 基本的にはこの審査会というのは、きちんとしたアセスができるかどうかということ、アセスをきちんとしているかということ、それを専門的な立場から審査することが基本だと思うんです。ですから、そういう意味で、ア



セスのやり方、方向というのをきちんと明記してあることが必要なのですが、きちんと答えていないものですから、実はこういう形で出させていただいている。本来はこれをきちっとやった上で、影響評価が科学的に示され、最終的に許認可権を持っている部署で「これだったら間違いないな」ということで許認可をするというのが筋なんだと思うんです。我々自身はそれのお手伝いをしているという役割しかないんですね。

(委員) ええ。まあこういう審査会の役割として。

(議長) はい。審査会の役割としては。ですから今、先生がおっしゃったように、例えば我々にいわば許認可権なりがあり、まかりならんという話だったら我々のこの審査会の意見をどんどん出して、こういう点からこうした方がいいだろうということをもとめるということではできるんですが、ある意味で、知事がどういうふうに専門家の意見を聞いて県の意見をまとめるのかという、そういう意味で、まさに専門家としての意見を付審するといひましようか、お伝えするという審査会でしかないんですね。今のところですね。ただ、私は今までの環境アセスメント自体を見てみますと、やっぱりいい加減にアセスをやったために、今事故が、いろいろなさまざまな現象、事態が起こっているということがありますので、ここの審査会の責任は全くないというふうには実は思っていないくて、いわば審査会の責任は非常に重いというふうには思っておりますけれども、ただ、権限としてはそういう権限しか実は持たされていないというのは、大変割り切れないと、もちろん先生のおっしゃるように割り切れないところがあるんですけれども。

すみません。もし異なっている部分がありましたら、どうぞご説明をしていただければと思いますが。先生、どうぞ。

(委員) いいですか。ちょっと説明が似ている部分があるんですけども、環境影響評価というのは、その事業が良い、悪いをいうんじゃないんですよね。良い、悪いをいうんじゃなくて、その事業によって起こるさまざまな環境影響をいかに回避、低減、代替をしていくかということで、できるだけベストな事業をやってほしいと。こういうのが法の理念だと私は思います。これは全体を通して、いろいろな項目がありますから、水でも大気でも廃棄物、いっぱい項目がありますけれども、恐らく今日のアセスについては、結局は温室効果ガスの発生というのが重要な一項目になっているんですね。それが多量だということで、これは環境影響があるということを我々は判断したんですね。

その判断に対して「回避してしてください」、「できない」。「じゃあ、少なくとも低減してください」、「それもできない」と言われている訳ですね。それから代替地といってもよその県に持っていくのかもしれませんが。そういうことがあるのかも知れませんが。あるいは海外の排出権取引をする。これも代替だと思えますね。こういうことをやって、それで我々は「なるほど。では温室効果ガスの影響はかなり低減できたのかな」という判断をするのがこの審査会だと思うんですね。

だけど、一都市として、要するに「これは問題だよ」と指摘したにもかかわらず、環境保全措置をとってくださいと言ったにもかかわらず、京都議定書で守られているからいいとか、それから低炭素社会のことはまだ決まっていなから、ポスト京都なんだからそれはその後考えればいいんじゃないかと。要するに、当方が評価したことについて、その環境保全措置をやってきていないんですね。そこが一番問題だと思うんですね。そのところがこの2の(2)に書いてあるんだけど、これでは「あなた方、守って来ていないんじゃないか」ということをもっとはっきり書かないといけないんじゃないですかね。今までに私、こんなの初めてなんです。こういう評価では大体は妥協があるんですよ。妥協があるというのは、このところがしようがないからもう少し調査しましょうとか、あるいは、こういう措置で例えばCCSでもいいでしょう。一部はCCSで貯留しますとかね。何かがあるんですよ。これ全く何もしないで持って来たんです。もう一回。私はそこがこれの問題の一番大きなところだと思うんです。

ですから、これでオーケーにしちゃうと、我々は、その温室効果ガスの影響は回避も低減も代替できないのにもかかわらず、審査したと、でもしようがないなど。こういうのでいいのかどうか、ここが一番のポイントだと私は思うんですね。事務局は大変だと思いますよ。大変だと思うんだけど、このところをちゃんとやっておかないと、あとは任せると、これが経産省に行くんですね。今の知事意見を付けたまま経産省に行くと。まずは、経産省に行ったら、今度は環境大臣が言いますよ、当然。同じようなことをね。そのときに、そこで任せればいいんだというならそれはそれでもいいんですが、私はもう少し県の主体性を持って、お上に頼むんじゃなくて、当方で、もうちょっと具体的な部分を、要するに回避、低減、これは環境アセスなんですからね。回避・低減をもう少しお願いしたらいかがでございますでしょうか。というのが意見です。2番はよくないですよ。2番はよくないですからね。「低減されているかの評価結果を詳細に示すこと」なんてね。もう駄目なんです。これ、今まで出てきたの。（「そうです」の声あり）出てきて

いても駄目なんですよ。駄目なのを何でね、もう一回、定量的に示すことじゃね。もう少し、そこの部分はさっきもいったようにおかしいんですよ。なので、そこがいけないというなら、私も毎回これはこの事務局とやりますからいいんですけども、事業者の問題じゃないです。こうなったら。

(委員) 僕もそのとおりです。今先生からもあったように、これだけだと、ずっとこんな資料が出てきているんですよ。これそのまま書けば、また答えができちゃう訳ですよ。回避とか低減、そこのところが強くなっていなければどうだってできる訳ですよ。だから、先生がおっしゃったような形をここにちゃんと書き込んで、そして対応しないと、「福島県だめや」という、今度は福島県に対する結論が出てくると思います。

(委員) いや、この問題は全国で関心の的なんですよ。

(委員) そうですよ。

(委員) 今もの凄く関心が持たれている。今日ここで審査会が開かれるのは、国民とは言わないけれど、かなり関心が高いですよ。そこで、ここでどういう結論が出るかが非常に、私は、皆さんはその関係者でしょう。両方ね。産業界も含め、環境界も含め、非常に大きな関心を持たれているというのは事実なんです。

それなので、私はやっぱりここの主体性を持って、国に頼むんじゃなくて、当方である程度結論を出していただきたいというふうに思っているということです。

(議長) これは、2番目の温室効果ガスの(2)のところ。意見はもう十分今までもらっていますので、私たち審査会として、少なくとも回避、低減といいますか削減という方向に、明確にそういう表示をここに盛り込むということですね。

(委員) 具体策を示すこととかね。

(議長) 具体策を示すとかね。

(委員) 今のだと「評価すること」ですからね。

(議長) 評価ではなくて、具体策を示していただくということですね。

(委員) そうです。そうしないと、当方の主体性がないんじゃないかなというふうに思うんですが。

(議長) ですから、その点から言うと、定量的な表示も含めて、まだ本当にアセスされていないところがたくさんあるんですよ。ですから回避、低減の問題を明記してもらう必要があります。

(委員) それはみんな含めてですね。今一番大きな問題だということでそう申し上げたんです。

(議長) 回避の問題も含めて十分アセスされていないくて、ですから先ほど事務局の方から、これから取り扱いがどういうふうになるのか、知った上で議論した方がいいかなということで、事務局の方にお願ひし、冒頭で説明していただきました。

(委員) このまま終わったら、お話、一方聞いて「ああそうですか」で、それでおしまいじゃないですか。これでは、よろしいんですかということ。

(議長) 今のアセスのあり方が、結局、地方にアセス権があったとしても、基本的にはそういう形で対応するしかありません。

(委員) まあ許認可は政府ですからね。

(議長) ですよ。そこの問題がやっぱりありますのでね。産業廃棄物委員会みたいな形で審査会がちゃんと審査して合否判定ができると一番いいんですけども、この審査会ではそういう権限を持っていませんので、ただ、その上でもちゃんときちんと最大限この審査会の主張なり、あるいは県民なり、県知事の意見についてですね、いわば定量的にあるいは具体的に盛り込むという努力はしたいというふうに思います。

(委員) それに関係してですけれども、今までのアセスは、例えばこういう知事意見の案と違って、具体的に明らかにすることということに対して、ちゃんと

具体的になって評価書がきていた訳ですけれども、仮にその具体的にされなくて、されない状態のまま評価書が上がってきた場合というのは、我々には何も言うことはできないことになってしまうんですか。

(議長) 評価書の扱いのご説明をいただいていますか。評価書の扱い。お願いします。

(事務局) 県が直接かかわる条例に基づく案件であれば、もうちょっと規模が小さい案件とか、あるいは法律で対処しない案件ですね、そういったものであれば評価書が出てきた段階でもこういった審査会の先生方のご意見などをいただきながら、知事意見を再度申し上げるということは、制度上でき上がっておりますが、法の対象となる案件については、準備書に対する知事意見が最後になります。評価書はそれを踏まえて、先ほど事務局から御説明させていただきましたように、経産大臣勧告の内容、あるいはそれに基づく評価書作成の際で、知事の意見、地元においてはこうでした、それに対して事業者はこう考えますというようなことを評価書の中で記載しまして、それを広く公告、縦覧いたしまして一般に知らしめると。という手続にはなりますが、それに対して知事がこういう場でもう一度審査云々ということは、場面としては想定されておりません。

(委員) 分かりました。

(議長) 今までは、国の案件でないものについては評価書の規定、評価書に対する意見もあったというふうに思うんですが、今回は国の案件だということで評価の方法については国がやることになるでしょうね。ですから、先ほど先生が言われたように、これは最終的な我々県の意見という意味は非常に重要ですので、そういう意味ではきちっと出せるところは出したい。事務局は大変かもしれませんが、出したいと思っています。

(事務局) やぶさかではございませんが、この2の(2)の「環境保全措置に関し、排出される二酸化炭素を吸収する新技術を導入する等環境への負荷をできる限り回避し、又は低減されて」という、この表現に十分にじませたつもりでは、事務局原案は作らせていただいておりますが。

(議長) ただ、その「低減されているか」その評価結果を行政に示すことではなく

て、やっぱり「しろ」という具体的なことを込めましょうという提案です。言い換えですがね。それは難しいですか。難しいことではないでしょう。

(事務局) いや・・・。

(議長) それは我々の意見として、主張としては書くべきですよ。

(事務局) はい。

(議長) 事務局もかなりいろいろなところで苦慮していると思いますが。

(委員) いろいろ配慮しているのはわかっているんですよ。

(議長) 相当大変なことをやっていただいておりますので、大変ご苦勞だと思うんですが、こういう大変重要な案件でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、先生、そういうことでよろしいですか。中身としてはそういう権限の中でやっていくということでご理解いただきたいと思います。

そのほか、ございますでしょうか。

(委員) そうですね、我々は委員として参加していますよね。この結論というのは僕たちの責任って言われちゃうんですよ、結果的に。

(議長) もちろんそうです。

(委員) そうだとすると、やっぱり表現はきつくきつくやってもらわないとですね、僕たちここに来た意味が、かえってマイナス効果になってしまうんですが。

(議長) そのとおりです。

そこで、一部修正については、また私の方で事務局と一緒に出させていただくということでご承認いただきたいと思います。

それでは、ご質問がなければ、次に移りたいと思います。

知事意見の案に対する審議は終わりましたので、その他お気づきの点がありましたらお願いをしたいと思います。今後事務局の方に修正をお願いした上で、この今日提案された意見を基にして審査会の意見ということでご確認

いただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」という声あり）

（議長） ありがとうございます。

それでは、ただいまの審議を踏まえまして、環境影響評価準備書に対する知事意見を取りまとめるよう事務局をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（議長） それでは、次の議題(2)今後のスケジュールですが、事務局からお願いいたします。どうぞ、座ったままで結構ですよ。

（事務局） 資料5と右上に書かれている紙が一枚配られております。今後のスケジュールについて簡単にご説明させていただきます。こちらの方は上から方法書の手続、準備書の手続というふうに書かれております。

これまでの経過を記載しておりまして、真ん中より下の方を点線で区切っておりますのが今後の予定であります。「知事意見への回答」というのがありまして、審査会として知事に対する回答という手続を12月の中旬ごろに予定しています。本日の審議の内容を調整させていただきまして、12月中旬ごろに知事に対して意見を回答するというふうに考えております。

次に、12月26日が「知事意見の通知期限」とありますが、これは経済産業大臣に対する知事意見の通知期限ということであります。26日が期限となっておりますので、これまでに大臣に通知をお送りしたいと考えています。以上になります。

（議長） 何かご質問ございますでしょうか。こういうスケジュールで今後進むと思います。

質問がなければ、次の議題にまいりたいと思います。

（議長） 議題(3)その他ということで、事務局から何かございますでしょうか。特にありませんか。

（議長） では、特にないということでありますので、本日の議事を終了させていただきます。

今日、この審議に関わりましては、大変重要な案件でありますので、重たく受けとめて、修正を事務局の方でよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

あと、委員の先生方からは何かございますか。今後のスケジュールとか何か含めまして、質問したいことがありましたらお願いしたいと思いますが。

では、特になければ本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上